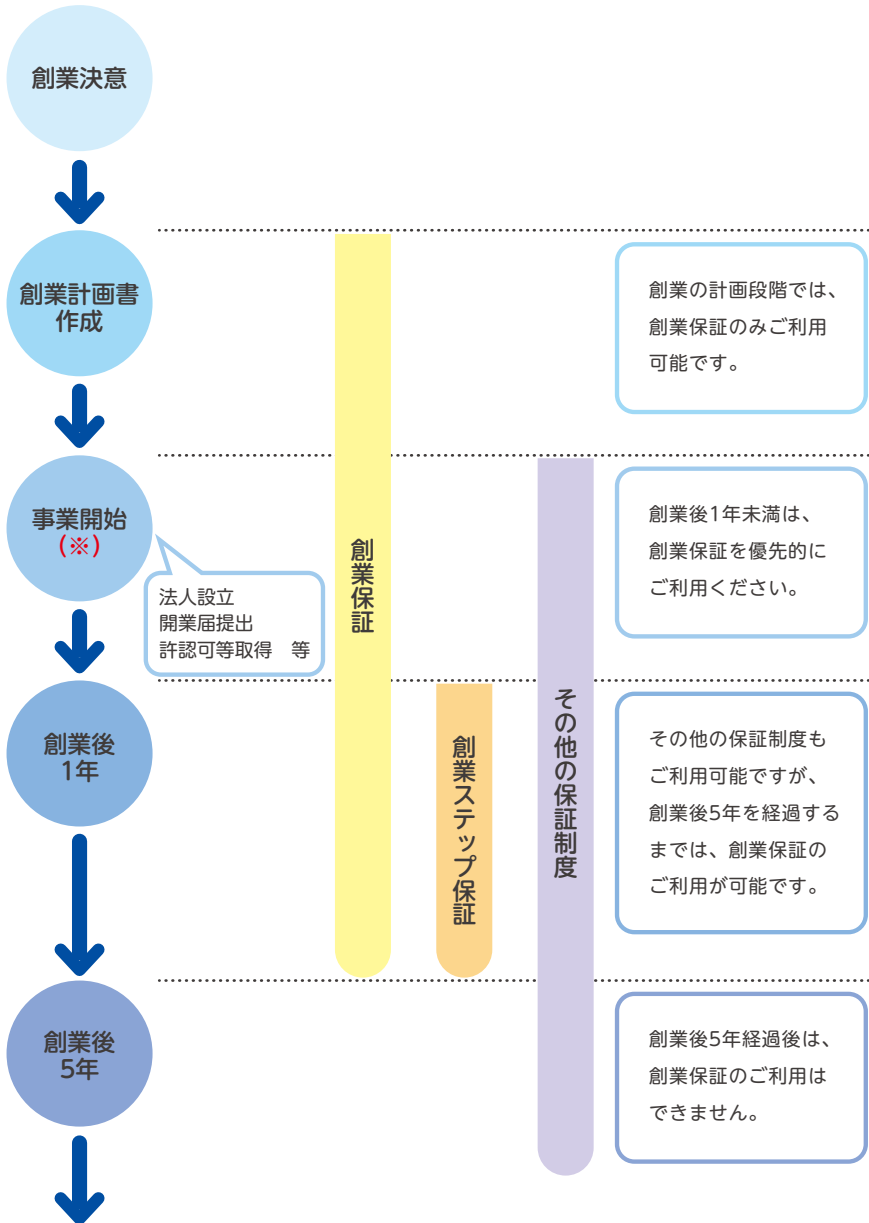


## 創業保証（創業等関連保証・創業関連保証）

### 創業に伴い事業資金を必要とされる方に

	創業等関連保証（46）	創業関連保証（51）
対 象 者	次の（1）または（2）の各号のいずれかに該当する者 （1）創業を予定している方 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの （2）創業後間もない方 ①事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人で、当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったもの ②設立の日以後の期間が5年未満の会社で、当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの ③設立の日以後の期間が5年未満の会社で、自らの事業の全部もしくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したもの	
保証限度額	3,500万円 ・上記（1）①②に該当する場合は、自己資金の範囲内 ・保証後の総保証残高8,000万円以内	・保証後の総保証残高8,000万円以内
保証割合	100%（責任共有対象外）	
保証料率	年0.70% 会計参与設置会社による割引 ○	有担保割引 ×
資金用途	創業または創業により行う事業の実施に必要な資金	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含む)	
返済方法	均等分割返済	
担 保	不要	
連帯保証人	法人代表者を除き不要	原則として法人代表者以外は不要

◇創業に関する保証制度



※客観的に事業着手していることが必要です！